

山柔協第20-312号
令和2(2020)年4月17日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
専務理事 永富明彦

新型コロナウイルス感染症への対応について((公財)山口県体育
協会通知と知事メッセージ)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、4月13日付けの山口県知事メッセージと、それに伴う(公財)山口県体育協会の標記通知等がありましたので、お知らせします。

なお、標記通知等の後の4月16日夜に、政府において、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域について山口県を含む全国に拡大する決定が行われ、事情が変わっていますので、取扱いについては留意をお願いします。

(照会先等) 一般社団法人山口県柔道協会
TEL・FAX: 083-924-9510

電子メール: yjk@c-able.ne.jp

事 務 連 絡
令和2年(2020年)4月16日

山口県体育協会加盟団体 代表者 様

公益財団法人山口県体育協会
会長 村 岡 嗣 政

新型コロナウイルス感染症への対応について〔4月16日更新〕（通知）

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止対策については、令和2年(2020年)3月26日付け事務連絡において4月からの競技活動について対応を要請したところですが、県内の各地域においても学校を臨時休業とする状況にあり、4月13日付で発出された山口県知事メッセージの趣旨を鑑み、貴団体におかれましては、下記の対応を徹底されるよう改めてお願いいたします。

記

1 競技活動について

競技団体において実施する小学生、中学生、高校生を参集する日常の活動について、次の点に留意して実施可能とする。

※ 大会の開催、遠征試合、県外チーム等の招へい、県内外チームとの練習試合等は、当面の間、中止、延期の対応をお願いします。

- ・ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることは徹底的に回避するように取り組むこと
- ・ 活動場所のこまめな換気を実施すること
- ・ 密集した状態での長時間の練習はさけること
- ・ 近距離での会話や発声等を行う際には、マスクの使用などの咳エチケットを励行すること
- ・ 競技活動について、競技者の健康・安全の確保のため、競技者に任せるのではなく、指導者が競技活動の実施状況を把握すること
- ・ 当面は、日常の活動場所においての活動とすること（遠征試合等は延期又は中止）
- ・ 競技者に発熱等の風邪の症状が見られるときは、競技活動に参加させないこと
- ・ 県や市、教育委員会等から活動自粛等の協力要請や通知が出た場合、適切な対応をすること

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県政資料館2階
(公財)山口県体育協会
TEL : 083-933-4697 FAX : 083-933-4699

県民の皆様・企業の皆様へ(知事メッセージ)

去る4月7日、東京都、大阪府、福岡県など7都府県に緊急事態宣言が出されましたが、その後も、宣言対象地域を含め、全国各地で感染者が日々増え続けています。山口県内での感染拡大についても、全く予断を許さない状況にあります。

県民の皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るために、以下の点にご協力いただきますよう重ねてお願いします。特に、緊急事態宣言の対象地域との往来については、自粛を強くお願いします。

◎ 緊急事態宣言の対象地域だけでなく、全ての都道府県を対象として、通勤・通学・通院等を除き、県外への不要不急の移動を控えてください。

◎ 県外からの不要不急の帰省や来訪等を控えていただいでください。これらを考えておられる方に対し、皆様から自粛を働きかけてください。

◎ 県内の各企業におかれましては、従業員の方の県外への出張を控えていただくとともに、県外からの関係者の来訪については自粛を要請し、また、こうした来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替してください。

◎ やむを得ず、県外から戻られた方や来県された方については、2週間程度は健康管理にしっかりと取り組む、あるいは、体調が優れない時は休養する、症状があればむやみに外出しないことなどを徹底してください。

特に、帰省や宿泊を伴う出張等から本県に戻られた場合には、2週間は不要不急の外出を控え、自宅での生活を基本としていただくとともに、自宅内でも手洗いを徹底し、他の家族と距離をとるなど接触機会を可能な限り減らしてください。

◎ 県内においては、県民の皆様お一人おひとりが、手洗い、「密閉・密集・密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。その一環として、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は、自粛をお願いします。

令和2年4月13日

山口県知事 村岡 嗣 政